別添１

今回追加事業分

愛知県　国家戦略特別区域　区域計画（変更案）

令 和 ８ 年 11 月 20 日
愛知県国家戦略特別区域会議

１　［略］

２　法第２条第２項に規定する特定事業の名称及び内容
［（１）～（21）　略］

（22）名称：国家戦略特区支援利子補給金の支給事業
内容：指定金融機関が行う貸付けに係る利子補給金の支援
（国家戦略特別区域法第 28 条に規定する国家戦略特区支援利子補給金の支給事業）

［①～③　略］

④　深部腫瘍に対する革新的ながん治療法の開発・実証事業
学校法人藤田学園が、放射線治療の一種である「ホウ素中性子捕捉療法（ＢＮＣＴ）」について、難治性すい臓がんをはじめとする深部腫瘍への適用拡大を目指し、「次世代ＢＮＣＴ」の治療装置と薬剤関連技術を一体的に開発・実証する、新技術の研究開発等に係る事業（国家戦略特別区域法施行規則第１条第４号チに該当するもの）を行うことにより、先進医療分野における技術及び人材の集積を促進し、先端技術の中枢拠点の形成や国際競争力の強化に相当程度寄与する。

［(23)　略］

［３～５　略］